（別記様式第１号）

計画作成年度	令和６年度
計画主体	飯舘村

飯舘村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　飯舘村産業振興課農政第二係
所　　在　　地　相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢５８０番地１
電　話　番　号　０２４４－４２－１６２５
ＦＡＸ番号　０２４４－４２－１６１１
メールアドレス　nousei2@vill.iitate.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、カルガモ、カラス
計画期間	令和７年度～令和９年度
対象地域	飯舘村全域

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
イノシシ	水　　稲 ソ　　バ 飼料用米	２３８千円（２３．３ａ） １０千円（５０．０ａ） １８千円（１０．０ａ）
ニホンザル	－	－
ニホンジカ	－	－
タヌキ	－	－
アライグマ	－	－
ハクビシン	－	－
カルガモ	－	－
カラス	－	－
合　　計	－	２６６千円（８３．３ａ）

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

原子力発電所の事故により飯舘村から全村民が避難したため、野生鳥獣における地域の捕獲圧が低下し、イノシシやニホンザル等の生息域が村全域に拡大し、個体数も増加傾向にある。

イノシシの農作物被害は、電気柵等で防除しているため、被害の軽減に繋がっているが、畦畔や法面の掘り返し等に関する被害が確認されている。

また、家庭菜園等における食害がある。

ニホンザルの農作物被害は、村内全域で、家庭菜園のキュウリやナス等やブルーベリー等の食害、水稲圃場への侵入による踏み荒しが確認されている。

また、ニホンザルは、村民に出会うと威嚇するが、挑発したり手を出したりしなければ、咬まれたり引っかかれたりする人的被害はないことから、ニホンザルと目線を合わせず、背中を見せないように、静かに後ずさりして、ニホンザルと村民

が距離をとる必要性がある。 　ニホンジカの農作物被害はないが、村民から村に目撃情報が寄せられるため、農地周辺や林地周辺への定着防止に関する対策が必要である。 　タヌキ、アライグマ、ハクビシンについては、家庭菜園でのトマトやスイカ等の食害がある。 　また、家屋に侵入する等の生活環境被害が確認されている。 　カルガモの農作物被害は、令和５年度の報告はなかったものの、例年米農家から食害が報告されている。 　カラスの農作物被害は、自家消費用の果樹等の食害やゴミあさり等のほか、畜産農家での飼料の食害が確認されている。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
農作物被害額（合計）	２６６千円	２１２千円（約２０%減）
イノシシ	２６６千円	２１２千円
ニホンザル	－	０円
ニホンジカ	－	０円
タヌキ	－	０円
アライグマ	－	０円
ハクビシン	－	０円
カルガモ	－	０円
カラス	－	０円
農作物被害面積（合計）	８３.３ａ	６６.６ａ（約２０%減）
イノシシ	８３.３ａ	６６.６ａ
ニホンザル	－	０ａ
ニホンジカ	－	０ａ
タヌキ	－	０ａ
アライグマ	－	０ａ
ハクビシン	－	０ａ
カルガモ	－	０ａ
カラス	－	０ａ

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・飯舘村では、飯舘村鳥獣被害対策実施隊が銃器や罠を使用して捕獲を行った。 ・飯舘村では、飯舘村鳥獣被害対策実施隊がパトロールを実施した。 ・捕獲奨励金の交付を実施した。	・実施隊員が高齢化している。 ・担い手となる捕獲隊員の確保と育成が急務となっている。 ・イノシシは、学習能力があるため、その場に人がいなくても残った臭いで危険を感じ取り行動を変えてしまうため、罠に慣れた個体の捕獲が難しくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	・飯舘村では、電気柵及びワイヤーメッシュ柵の貸与を行った。 ・地域住民による花火での追払い活動を支援した。	・柵を設置しても被害が防げないケースが散見され、維持管理において課題がある。 ・帰還住民が少ないことから、地域ぐるみの追い払い活動を行うことができない。
生息環境管理その他の取組	・飯舘村では、農地周辺の林地における藪の刈り払いを実施し、人里に鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組んだ。	・地域住民が高齢化していることから、地域ぐるみの刈り払い活動が困難な集落がある。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

・飯舘村では、飯舘村鳥獣被害対策実施隊と連携して有害捕獲を行う。
　また、箱罠や囲い罠を導入して捕獲率を高め、農作物等被害の軽減を図る。
・飯舘村では、野生鳥獣による農作物被害を防除するため、電気柵の設置を実施しているが、電気柵の効果を保持するため、地域住民と連携し、電気柵の正しい設置と維持管理を行う。
　また、野生鳥獣は生存していくため、何度もエサ場となるところにやってくることから、飯舘村では、電気柵の下草刈りや地域ぐるみの追い払い活動等における普及啓発を行う。
・飯舘村では、野生鳥獣における生息状況調査を実施し、個体数管理を行う。

・飯舘村ニホンザル管理事業実施計画に基づき、ニホンザルの捕獲を行う。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・飯舘村鳥獣被害対策実施隊員は、福島県猟友会飯舘支部からの推薦を受けた者について、飯舘村長が委嘱する。
・野生鳥獣における捕獲については、飯舘村と飯舘村鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期や捕獲場所等を協議して実施する。
・飯舘村鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行う。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・飯舘村では、村民からの通報により飯舘村鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害捕獲を実施する。 ・飯舘村では、新規狩猟免許取得者の支援を実施し、担い手の確保とリーダーの育成に取り組む。 ・飯舘村では、箱罠等の捕獲機材を導入する。 ・飯舘村では、センサーカメラによる野生鳥獣のモニタリング調査を実施し、罠を仕掛けるポイントを選定することで、捕獲率の向上を図る。 ・飯舘村では、鳥獣の生息状況調査を実施する。 ・飯舘村では、広報誌等を活用し、鳥獣被害防止対策における普及啓発を実施する。
令和８年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ	・飯舘村では、村民からの通報により飯舘村鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害捕獲を実施する。 ・飯舘村では、新規狩猟免許取得者の支援を実施し、担い手の確保とリーダーの育成に取り組む。

	アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・飯舘村では、箱罠等の捕獲機材を導入する。 ・飯舘村では、センサーカメラによる野生鳥獣のモニタリング調査を実施し、罠を仕掛けるポイントを選定することで、捕獲率の向上を図る。 ・飯舘村では、鳥獣の生息状況調査を実施する。 ・飯舘村では、広報誌等を活用し、鳥獣被害防止対策における普及啓発を実施する。
令和９年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・飯舘村では、村民からの通報により飯舘村鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害捕獲を実施する。 ・飯舘村では、新規狩猟免許取得者の支援を実施し、担い手の確保とリーダーの育成に取り組む。 ・飯舘村では、箱罠等の捕獲機材を導入する。 ・飯舘村では、センサーカメラによる野生鳥獣のモニタリング調査を実施し、罠を仕掛けるポイントを選定することで、捕獲率の向上を図る。 ・飯舘村では、鳥獣の生息状況調査を実施する。 ・飯舘村では、広報誌等を活用し、鳥獣被害防止対策における普及啓発を実施する。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画、福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案）、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、飯舘村ニホンザル管理事業実施計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準により行う。 捕獲目標１，０００頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準により行う。 捕獲目標１，０００頭	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島県イノシシ管理計画の基準により行う。 捕獲目標１，０００頭
ニホンザル	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル	福島県第福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案）及び福島

	管理計画､飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準により行う。 捕獲目標２００頭	管理計画､飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準により行う。 捕獲目標２００頭	県ニホンザル管理計画､飯舘村ニホンザル管理事業実施計画の基準により行う。 捕獲目標２００頭
ニホンジカ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準により行う。 捕獲目標５０頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画の基準により行う。 捕獲目標５０頭	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案)及び福島県ニホンジカ管理計画の基準により行う。 捕獲目標５０頭
タヌキ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標４００頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標４００頭	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案)の基準により行う。 捕獲目標４００頭
アライグマ	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により行う。 捕獲目標１００頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により行う。 捕獲目標１００頭	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案)及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により行う。 捕獲目標１００頭
ハクビシン	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標５０頭	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標５０頭	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案)の基準により行う。 捕獲目標５０頭
カルガモ カラス	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標５０羽	福島県第１３次鳥獣保護管理事業計画の基準により行う。 捕獲目標５０羽	福島県第１４次鳥獣保護管理事業計画（案)の基準により行う。 捕獲目標５０羽

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
飯舘村では、飯舘村鳥獣被害対策実施隊と協議し、農作物被害が多く発生する春から秋の期間を重点的に、被害の多い地区において、有害捕獲を実施する。 また、ニホンザル等が民家に出没し、人的被害のおそれがある場合は、各関係機関との連絡調整を迅速に行い、被害の拡大を防止する。

なお、捕獲方法は、以下のとおりです。 ・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ　箱罠、囲い罠、くくり罠、銃器 ・ハクビシン、アライグマ、タヌキ　箱罠 ・カルガモ　銃器 ・カラス　箱罠※、銃器 ※カラスについては、畜舎周辺の場合、銃の発砲音で牛等にストレスがかかってしまうため、箱罠での捕獲を行う。 なお、設置にあたっては移動経路の確認や見回り等錯誤捕獲に十分注意する。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯舘村全域	ニホンジカ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンザル	電気柵 １８０，０００ｍ ワイヤーメッシュ柵 ６０，０００ｍ	電気柵 １８０，０００ｍ ワイヤーメッシュ柵 ６０，０００ｍ	電気柵 １８０，０００ｍ ワイヤーメッシュ柵 ６０，０００ｍ

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ ニホンザル	・飯舘村では、広報誌等により侵入防止柵の管理方法等を周知する。 ・飯舘村では、地域ぐるみの刈り払い等、侵入防止柵の適切な維持管理に取り組む。 ・飯舘村では、集落単位の追い払い活動について講習会を開催し、住民の意識の醸成に取り組む。	・飯舘村では、地域ぐるみの侵入防止柵の維持管理について普及啓発に積極的に取り組む。 ・飯舘村では、集落単位の追い払い活動を支援する。	・飯舘村では、地域ぐるみの侵入防止柵の維持管理について普及啓発に積極的に取り組む。 ・飯舘村では、集落単位の追い払い活動を支援する。

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和７年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・飯舘村では、電気柵の維持管理等における住民向けの講習会を開催する。 ・放置された里山では、ナラ枯れ（ナラ菌による伝染病）やマツ枯れ（マツ材線虫による伝染病）等の被害が拡大し、里山の生態系が大きく変化してしまうため、飯舘村では、里山の整備を実施し、野生鳥獣と人間の生活圏との棲み分けを行う。 ・飯舘村では、藪の刈り払いを実施し、イノシシが、農地に近づきにくい環境を整備する。 　特に、竹藪は、イノシシの隠れ家となるばかりではなく、好物のタケノコがイノシシを寄せ集める要因となるため、支障となる木の伐採を行う。 ・飯舘村では、ニホンザルやカラス等を寄せ付けないために、放任果樹の除去を行う。
令和８年度	イノシシ ニホンザル	・飯舘村では、電気柵の維持管理等における住民向けの講習会を開催する。

	ニホンジカ タヌキ アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・放置された里山では、ナラ枯れ（ナラ菌による伝染病）やマツ枯れ（マツ材線虫による伝染病）等の被害が拡大し、里山の生態系が大きく変化してしまうため、飯舘村では、里山の整備を実施し、野生鳥獣と人間の生活圏との棲み分けを行う。 ・飯舘村では、藪の刈り払いを実施し、イノシシが、農地に近づきにくい環境を整備する。 　特に、竹藪は、イノシシの隠れ家となるばかりではなく、好物のタケノコがイノシシを寄せ集める要因となるため、支障となる木の伐採を行う。 ・飯舘村では、ニホンザルやカラス等を寄せ付けないために、放任果樹の除去を行う。
令和９年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アライグマ ハクビシン カルガモ カラス	・飯舘村では、電気柵の維持管理等における住民向けの講習会を開催する。 ・放置された里山では、ナラ枯れ（ナラ菌による伝染病）やマツ枯れ（マツ材線虫による伝染病）等の被害が拡大し、里山の生態系が大きく変化してしまうため、飯舘村では、里山の整備を実施し、野生鳥獣と人間の生活圏との棲み分けを行う。 ・飯舘村では、藪の刈り払いを実施し、イノシシが、農地に近づきにくい環境を整備する。 　特に、竹藪は、イノシシの隠れ家となるばかりではなく、好物のタケノコがイノシシを寄せ集める要因となるため、支障となる木の伐採を行う。 ・飯舘村では、ニホンザルやカラス等を寄せ付けないために、放任果樹の除去を行う。

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飯舘村	・被害状況を確認し、村民に注意喚起を行う。 ・飯舘村鳥獣被害対策実施隊に捕獲を依頼する。 ・各関係機関と連絡調整を行う。
福島県相双農林事務所	・情報収集及び情報提供を行う。
福島県相双地方振興局	・情報収集及び情報提供を行う。
福島県猟友会飯舘支部	・有害鳥獣捕獲及び追い払いを行う。 ・狩猟者等との連絡調整を行う。

飯舘村鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲及び追い払いを行う。
南相馬警察署生活安全課	・被害状況を確認し、村民に注意喚起を行う。 ・緊急時に住民の安全を確保する。 ・有害鳥獣捕獲及び追い払いを行う。

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

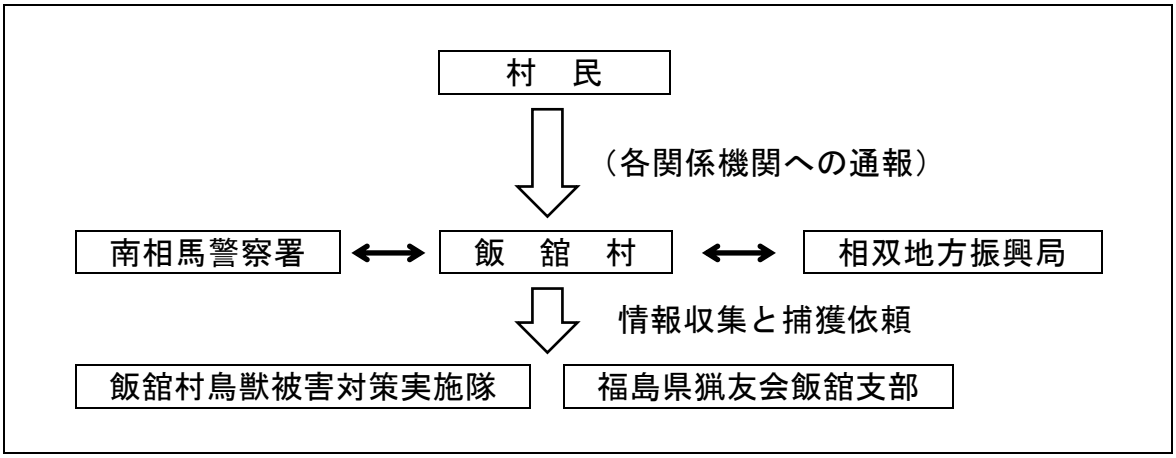

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

飯舘村では、村内で捕獲したイノシシ等の大型獣種の体積を減らすため、飯舘村有害鳥獣減容化施設を利用し、狩猟者の負担軽減を図り、埋設等の処理を行う。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限や摂取制限の指示があるため、当面の間、食品での利用は困難である。
ペットフード	該当なし。

皮革	該当なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

該当なし

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	飯舘村有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯舘村	・事務局の事務用務を行う。 ・地域住民向けに普及啓発活動を行う。 ・鳥獣被害における実態の把握を行う。
ふくしま未来農業協同組合	・被害農家からの情報を提供する。 ・事業の推進と鳥獣被害防止に関する指導を行う。
飯舘村農業委員会	・農地等に関する情報提供と助言及び指導を行う。
福島県猟友会飯舘支部	・野生鳥獣の出没等に関する情報提供を行う。 ・猟銃や罠等の取り扱いに関する助言指導を行う。 ・飯舘村鳥獣被害対策実施隊員の推薦を行う。
飯舘村鳥獣被害対策実施隊	・鳥獣被害防止対策における有害捕獲を行う。
行政区区長会	・地域住民の協力体制を構築する。 ・地域住民の鳥獣被害調査を行う。
鳥獣保護管理員	・鳥獣に関する助言及び指導を行う。

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入する

とともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
磐城森林管理署	・国有林野に関する助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。
福島県農業総合センター	・有害鳥獣に関する専門知識から被害対策における助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。
相双農林事務所農業振興普及部	・有害鳥獣に関する専門知識から被害対策における助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。
相双農林事務所森林林業部	・農地周辺の環境整備に関する森林整備において助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。
相双地方振興局県民環境部	・野生鳥獣に関する専門知識から保護管理や捕獲許可における助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。
南相馬警察署生活安全課	・狩猟等に関する助言及び指導を行う。 ・情報収集及び情報提供を行う。

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・飯舘村鳥獣被害対策実施隊員は、２５名程度とする。
・定例会を月１回程度実施する。
・パトロールを週３回程度実施する。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。